

中国適正化第 1 号  
2026 年 4 月 1 日

貸切バス事業者 各位

一般社団法人 中国貸切バス適正化センター  
代表理事 三井 正信

令和 8(2026)年度貸切バス適正化事業にかかる負担金の請求について

平素より貸切バス適正化事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8(2026)年度貸切バス適正化事業の負担金の額及び徴収方法については、中国運輸局長より令和 8(2026)年 3 月 25 日付で認可を受けましたので通知します。

皆様におかれましては、燃料費等の物価高騰や運転者不足等の影響により、引き続き厳しい経営環境下におかれていることと存じますが、同封の請求書の金額につきましては、令和 8(2026)年度の適正化事業を運営していくうえで必要となる経費に基づいて算出したものとなりますので、何卒ご理解を賜り、納付期限までにお納め下さいますようお願い致します。

同封書類

- ・負担金請求書
- ・令和 8(2026)年度貸切バス適正化事業負担金の額及び納付方法
- ・令和 8(2026)年度負担金の認可につきまして(中国運輸局自動車交通部長)
- ・郵便払込取扱票

《 お問合せ先 》

広島市東区上大須賀町 1 番 16 号  
(一社)中国貸切バス適正化センター  
電話 082-264-1255 FAX 082-264-1265

## 令和8(2026)年度貸切バス適正化事業負担金の額及び納付方法

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

### 1. 負担金の単価 (1カ年)

1 営業所あたり…… 61,000 円

車両1両あたり…… 5,400 円

※上記負担金の消費税については、課税対象外となっています。(不課税扱い)

### 2. 負担金の納付方法

(1) 令和8(2026)年2月1日現在の貸切バス営業所数及び車両数をもって、1カ年分の負担金額を請求します。

(2) 負担金の納付は、原則1カ年分を一括納付とします。

なお、分割納付を希望される場合は、前期と後期ごとに1カ年分の半額を納付することが出来ます。

※同封の「払込取扱票」利用の場合は振込手数料不要ですが、その他の銀行口座への振込手数料は振込人負担とさせていただきます。

(3) 納付期限

① 一括納付 令和8(2026)年4月30日

② 2分割納付(前期) 令和8(2026)年4月30日 (後期) 令和8(2026)年10月31日

### 3. 負担金の精算

年度途中に事業の新規許可や事業計画の変更等が生じた場合、負担金の精算は以下のとおりです。なお、精算により生じた10円以下の端数は10円単位に切り上げます。

事業の新規許可	精算する※1
事業廃止、許可取消	〃
事業の休止、再開	〃
事業の譲渡及び譲受	欄外記載 ※2
事業の分割、合併及び相続	精算しない
事業計画の変更 ・ 営業区域の拡大で、新たに当センター管轄区域内に営業所を設置した場合 ・ 当センター管轄区域内の全ての営業所を廃止した場合	精算する※1
事業計画の変更(上記以外) ※2月1日以降の事業計画変更も対象	精算しない

※1 変更等が生じた月の翌月分から精算。

※2 譲渡人が分割納付していた場合のみ未納分を譲受人に対し請求。

#### 4. 負担金の額の算出基礎

##### (1) 負担金の単価

令和 8(2026)年度 必要経費	区 分	按分比	負担金納付額	単 価
42,800,000 円	営業所数 (均等割)	6 割	21,167,000 円	61,000 円
	車両数 (両数割)	4 割	14,331,600 円	5,400 円
		計	35,498,600 円	

※令和 8(2026)年 2 月 1 日現在の中国ブロックの営業所数 347 営業所、車両数 2,654 両

負担金の単価は、令和 8(2026)年度必要経費の不足分(負担金納付額との差額)を令和 7(2025)年度繰越金の一部から充当することで算出しています。

##### (2) 負担金の算出方法

国土交通省通達※に基づいて、令和 8(2026)年度の事業経費を営業所数と車両数の割合 6 対 4 で按分し、それぞれの単価を算出する方法を採用しています。

※「一般貸切旅客自動車運送適正化機関が徴収する負担金の取り扱いについて(平成 29 年 3 月 31 日付国自旅第 426 号)」

令和8年度 負担金の認可につきまして

中国運輸局自動車交通部長

平素より国土交通行政に御理解いただきありがとうございます。

御承知のとおり、平成29年度から一般貸切旅客自動車運送適正化機関による貸切バス事業者の皆様への巡回指導が開始され、令和8年度におきましても、引き続き実施されることとなっております。

この適正化機関につきましては、各貸切バス事業者の皆様から負担金を納付していただき、事業を運営できることが道路運送法第43条の15に定められております。

これを受け、令和8年3月23日に適正化機関である、中国貸切バス適正化センターから下記の金額を負担金額とする申請があり、別添のとおり認可しておりますのでお知らせいたします。

なお、負担金の額は、適正化センターの適正化事業を運営していく上で必要となる経費に基づき算出したものです。

貸切バス事業者の皆様におかれましては、昨今の物価上昇や燃料費高騰により厳しい経営環境に置かれていることと存じますが、令和8年度の負担金のお支払いにつきまして、御理解いただきますようお願いいたします。

記

負担金の額	1営業所あたり	61,000円
	車両1両あたり	5,400円

中国自一第327号

認 可 書

一般社団法人中国貸切バス適正化センター  
代表理事 三井 正信 殿

令和8年3月23日付中国適正化第65号で申請のあった、令和8年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る負担金の額及び徴収方法の認可申請については、道路運送法第43条の15第2項の規定により、申請のとおり認可する。

令和8年3月25日

中国運輸局長 金子 修久

